

○ 法人文書の開示の実施方法及び手数料に関する規程

(平成 15 年 10 月 1 日規程第 14 号)

改正 平成 20 年 3 月 31 日規程第 8 号
平成 23 年 10 月 18 日規程第 7 号
平成 24 年 3 月 30 日規程第 6 号
平成 27 年 3 月 31 日規程第 7 号
平成 28 年 3 月 31 日規程第 14 号
平成 30 年 6 月 29 日規程 22 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 15 条（開示の実施）及び第 17 条（手数料）に基づき独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が保有する法人文書の開示の実施等について必要な事項を定め、情報公開に係る開示手続の円滑な実施を図ることを目的とする。

(開示請求窓口)

第 2 条 機構に対する法第 4 条第 1 項に規定する開示請求書の提出先(以下「開示請求窓口」という。)は総務部とする。

(開示請求書等の様式)

第 3 条 機構の保有する情報の公開に係る開示請求書等は、それぞれ次の各号に掲げる様式を使用するものとする。

- (1) 法第 4 条第 1 項及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 14 年政令第 199 号。以下「施行令」という。）第 4 条に規定する開示請求書 様式第 1 号
- (2) 法第 4 条第 2 項に規定する補正手続きを求める通知書 様式第 2 号
- (3) 法第 9 条第 1 項及び施行令第 5 条に規定する開示決定に関する通知書 様式第 3 号
- (4) 法第 9 条第 2 項に規定する不開示決定に関する通知書 様式第 4 号
- (5) 法第 10 条第 2 項に規定する開示決定等の期限の延長に関する通知書 様式第 5 号
- (6) 法第 11 条に規定する開示決定等の期限の特例規定の適用に関する通知書 様式第 6 号
- (7) 法第 12 条第 1 項前段に規定する開示請求に係る事案の他の独立行政法人等への移送に関する書面 様式第 7 号
- (8) 法第 12 条第 1 項後段に規定する開示請求に係る事案の他の独立行政法人等への移送に関する開示請求者への通知書 様式第 8 号
- (9) 法第 13 条第 1 項前段に規定する開示請求に係る事案の行政機関の長への移送に関する書面 様式第 9 号
- (10) 法第 13 条第 1 項後段に規定する開示請求に係る事案の行政機関の長への移送に関する開示請求者への通知書 様式第 10 号
- (11) 法第 14 条第 1 項及び施行令第 6 条に規定する第三者に対する意見書提出の機会付与に関する通知書 様式第 11 号
- (12) 法第 14 条第 2 項及び施行令第 7 条に規定する第三者に対する意見書提出の機会付与に関する通知書 様式第 12 号
- (13) 法第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する第三者の意見書 様式第 13 号
- (14) 法第 14 条第 3 項に規定する第三者に対する開示決定に関する通知書 様式第 14 号
- (15) 法第 15 条第 3 項並びに施行令第 8 条及び第 9 条第 1 項に規定する開示の実施方法等申出書 様式第 15 号
- (16) 法第 15 条第 5 項及び施行令第 10 条第 1 項に規定する更なる開示の申出書 様式第 16 号
- (17) 法第 19 条第 1 項に規定に基づく情報公開・個人情報保護審査委員会に対する諮問 様

式第17号

(18) 法第19条第1項に規定する審査請求人等に対する通知書 様式第18号

(法人文書の開示の実施の方法)

第4条 法第15条第1項（文書又は図画の閲覧の方法）に基づき機構が定める方法は、以下のとおりとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムをA1判以下の大きさの用紙に印刷したもの
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（L版又は六つ切り版。以下同じ。）に印画したもの
 - (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 2 法第15条第1項（文書又は図画の写しの交付の方法）に基づき機構が定める方法は、以下のとおりとする。
- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさに複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA4判の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - (4) スライド 次に掲げる方法
 - ア 当該スライドを印画紙に印画したもの
 - イ 当該スライドを複製したもの
- 3 法第15条第2項（電磁的記録に係る開示の方法）に基づき機構が定める方法は、以下のとおりとする。
- (1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。別表の5の項(1)において同じ。）に複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
 - (3) 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、機構がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の7の項(2)において同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
 - エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(別表の7の項(4)において同じ。)に複写したものの交付
 - オ 当該電磁的記録を光ディスク(光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表の7の項(5)において同じ。)に複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 6 第1項から第5項までに定める開示の実施方法により難しい場合の開示の実施方法及び開示実施手数料の額は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)を参酌してその都度定める。
- (手数料の額等)

第5条 法第17条第2項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る法人文書一件につき300円
 - (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書一件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円(次の(1)又は(2)いずれかに該当する場合は、それぞれ当該(1)又は(2)に定める額。以下この条において同じ。)に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- (1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであつて、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、それぞれ開示請求書又は開示の実施(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成14年政令第199号)第8条第1項に規定するもの。)若しくは更なる開示の申出(同施行令第10条第1項に規定するもの。)に係る書面とともに現金(郵送によるときは現金書留)又は郵便為替で納付しなければならない。

- 4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第6条 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき 2000 円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書(様式第 19 号)を機構に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 機構は第 2 項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその取扱いを決定し、当該決定を様式第 20 号又は様式 21 号により申請者に通知しなければならない。
- 5 第 1 項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(開示請求審査基準)

第7条 法に基づく開示請求に関する機構の審査基準については、「独立行政法人国際観光振興機構の情報公開に係る審査基準」の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 法人文書の開示の実施方法及び手数料に関する規程(平成 14 年国際観光振興会規程第 9 号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年6月29日規程第22号)

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第4条・第5条関係）

開示手数料

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	(1) 閲覧	100枚までごとにつき100円
	(2) 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	(3) 複写機により複写したものの交付（(4)に掲げる方法の該当するものを除く）	用紙1枚につき10円（A2版については40円、A1版については80円）
	(4) 複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2版については140円、A1版については180円）
	(5) 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
2 マイクロフィルム	(1) 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	(2) 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	(3) 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3版については140円、A2版については370円、A1版については690円）
3 写真フィルム	(1) 印画紙に印刷したものの閲覧	1枚につき10円
	(2) 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）

4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	(1) 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 390円
	(2) 印画紙に印画したものの交付	1枚につき 100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）	(1) 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき 290円
	(2) 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	(1) 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 290円
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 580円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	(1) 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき 200円
	(2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき 410円
	(3) 用紙に出力したものの交付（(4)に掲げる方法の該当するものを除く）	用紙1枚につき 10円
	(4) 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき 20円
	(5) フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき 50円に1ファイルごとに 210円を加えた額
	(6) 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき 100円に1ファイルごとに 210円を加えた額

	(7) 光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	(1) 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円）に記録時間 10 分までごとに 2,750 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（第 9 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。）	(1) 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円
	(2) ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円（スライド 20 枚を超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額）
備考	1 の項(3)若しくは(4)、2 の項(3)又は 7 の項(3)若しくは(4)の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。	